

公益社団法人 日本鉄筋継手協会 殿

申請年月日 年 月 日

申請会社名 社印

代表者氏名 代表者印

優良圧接会社認定申請書

弊社は、日本鉄筋継手協会 優良会社認定制度規則により、優良圧接会社認定の申請を下記の内容にて行います。

記

1. 申請区分：(※申請区分及び申請する工法を○で囲む。)

① 新規 ・ 更新

② 手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押抜ガス圧接、高分子天然ガス圧接、
水素エチレン混合ガス圧接

2. 添付資料：実施細則「認定申請に必要な提出書類」に基づく資料一式。

3. 問合せ連絡先：①担当者名：_____

②連絡方法 電話：_____

F A X：_____

Eメールアドレス：_____

③郵便番号：_____

住所：_____

4. ご記入前の注意事項

優良会社認定制度規則第17条（抜粋）

協会は、次の事項に該当する場合、認定を取り消し、当該事業者に対してその旨を通知すると共に、第15に準じて公表する。

- (1) 虚偽又は不正があった場合
- (2) 認定要件が満足できない場合
- (3) 協会の名誉を傷つける事由が発生した場合
- (4) その他、国の定める法令等に違反した場合

5. 申請会社チェック表

(1) 申請会社は、実施細則「4. 認定申請に必要な提出書類」の表1の書類に過不足がないことを確認し、申請者確認欄に✓を記入する。

提出書類の名称		申請者 確認欄
1)	優良圧接会社認定申請書	
2)	施工体制表（従業員数・技量資格者数・施工班数・機器類等）	
3)	社内組織図	
4)	ガス圧接施工実績表（前年度1年分）	
5)	チップソー使用枚数（前年度1年分）	
6) 品質管理マニュアル	①品質方針	
	②年度の品質目標	
	③品質管理に関する組織体制図	
	④圧接施工要領書	
	⑤圧接作業標準書	
	⑥機器類等の整備及び管理に関する規定	
	⑦自主検査に関する規定	
	⑧自主管理（パトロール）に関する規定	
	⑨不具合の是正措置に関する規定	
	⑩教育・指導に関する規定（年度計画書を含む）	
	⑪専属下請契約書	
	⑫外注施工に関する規定（外注契約書の書式を含む）	

(2) 申請会社は、実施細則「3. 認定申請の要件」(3)及び(4)の内容により自己評価を行い、下記の内容がすべて満足していることを確認し、申請者確認欄に✓を記入する。

1) 施工体制

審査内容		申請者 確認欄
I. 管理技術者	1) 鉄筋継手管理技士又は圧接継手管理技士1名以上	
II. 技量資格者	2) 手動ガス圧接技量資格者4種2名以上	
	3) 自動ガス圧接施工を行う場合は、自動ガス圧接技量資格者4種1名	
	4) 熱間押抜ガス圧接の施工を行う場合は、熱間押抜ガス圧接技量資格者3種1名以上、熱間押抜検査技術者1名以上	
	5) 鉄筋継手部検査技術者技量資格者1G種、2種又は3種のいずれか1名以上	
	6) 高分子天然ガス圧接施工を行う場合は、高分子天然ガス圧接技量者4種1名以上	
	7) 水素エチレン混合ガス圧接施工を行う場合は、水素エチレン混合ガス圧接技量者1名以上	

Ⅲ. 社会保険	8) 技量資格者（専属下請を含む）の、社会保険（雇用・健康・年金）に加入状況	
Ⅳ. 機器	9) 施工班数分のガス圧接装置	
	10) 施工班数分の鉄筋冷間直角切断機	
	11) 超音波探傷器（記録型・非記録型を問わない）10班に1台以上	
	12) 施工班数分の外観検査用測定器具1台以上	
	13) 加圧ポンプ用マスターゲージ1台以上	

2) 品質管理体制

審 査 内 容		申請者 確認欄
Ⅰ. 品質管理体制システム	1) 品質方針及び年度の品質目標	
	2) 品質管理に関する組織体制	
Ⅱ. 圧接施工要領書の整備	3) 自社の標準的な圧接施工要領書	
	4) 圧接工事ごとの「圧接施工要領書」	
	5) 圧接工事台帳	
Ⅲ. 圧接作業手順の整備と遵守	6) 圧接作業標準書	
	7) 鉄筋冷間直角切断機の使用	
	8) 作業日報等に手直し措置の記述	
	9) 圧接作業標準書に基づく施工	
Ⅳ. 機器の整備	10) 機器類等の整備及び管理に関する規定	
	11) 「機器類等の整備及び管理に関する規定」に基づく台帳、点検、保守管理	
Ⅴ. 検査システムの整備・確立	12) 自主検査に関する規定	
	13) 自主検査の実施	
	14) 自主管理に関する規定	
	15) 自主管理（パトロール）の実施	
Ⅵ. 不具合発生時の措置	16) 不具合の是正措置に関する規定	
	17) 不具合が発生した場合の是正措置、記録、義務	
	18) 不具合の再発防止の教育	
Ⅶ. 教育	19) 教育訓練に関する規定	
	20) 教育訓練の計画及び実施記録	
	21) 本協会の技術優秀賞受賞者1名以上	
	22) 登録圧接基幹技能者が1名以上	

	23) 引張試験機又は曲げ試験機を1台以上	
Ⅷ. 専属下請	24) 専属下請契約の個人との締結	
	25) 専属下請契約書における品質管理の責務等	
Ⅸ. 外注施工管理	26) 外注施工会社の選定基準、方法	
	27) 外注施工会社との契約書（品質管理等含む）	
	28) 外注施工会社の施工した圧接部の自主管理	